

趣旨

- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、
どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

当面の政策目標

都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

< 政策目標1 > 相談体制の空白地域の解消

- 1 - 1 相談窓口未設置の自治体(市町村)を解消

< 政策目標2 > 相談体制の質の向上

- 2 - 1 消費生活センターの設立促進
(人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

【消費生活相談員】

- 2 - 2 管内自治体(市区町村)の50%以上に配置
- 2 - 3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2 - 4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

< 政策目標3 > 適格消費者団体の空白地域の解消

- 3 - 1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)における適格消費者団体の設立支援

< 政策目標4 > 消費者教育の推進

- 4 - 1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)

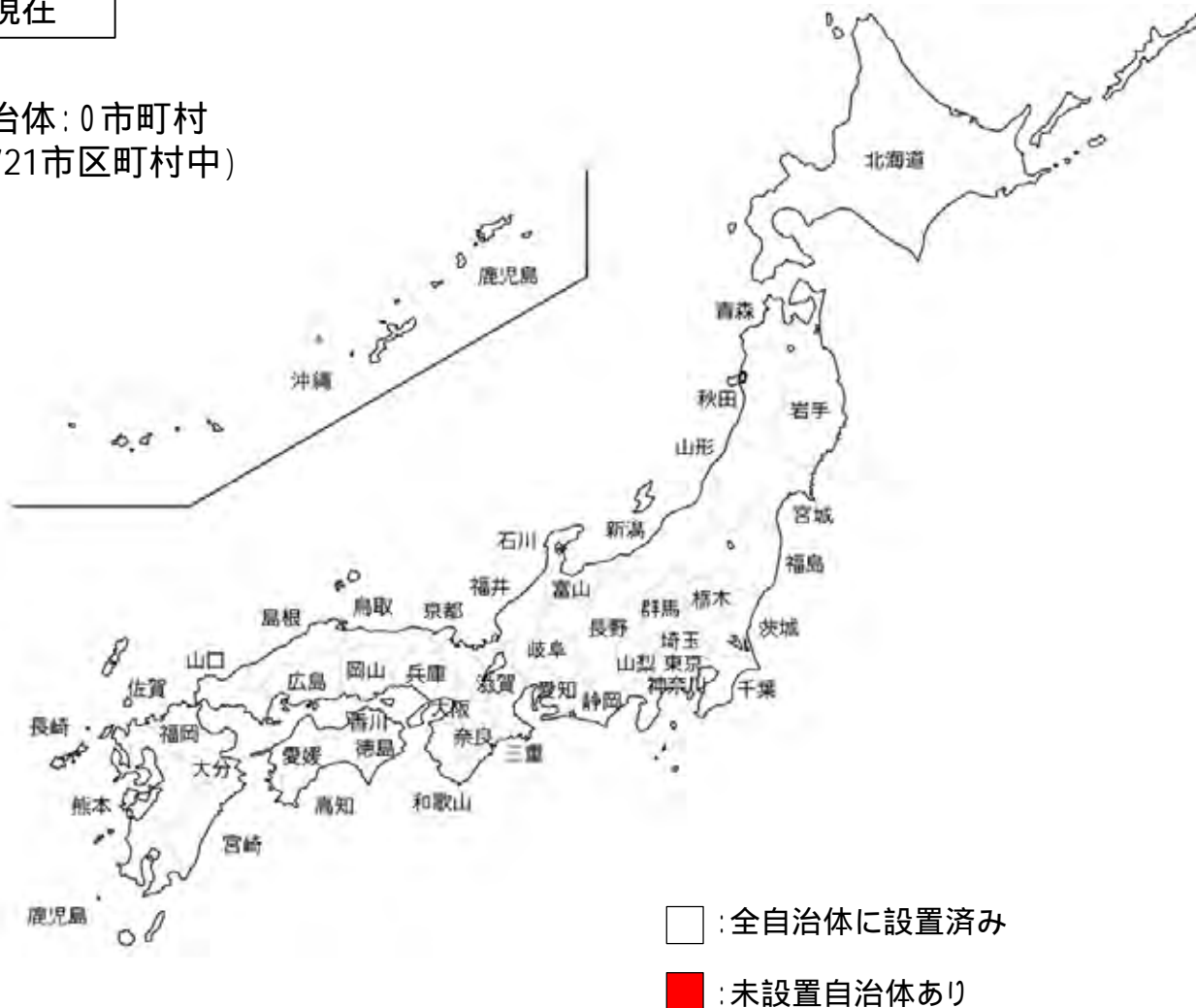
< 政策目標5 > 「見守りネットワーク」の構築

- 5 - 1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

< 政策目標1 > 相談窓口未設置の自治体を解消

平成27年3月末現在

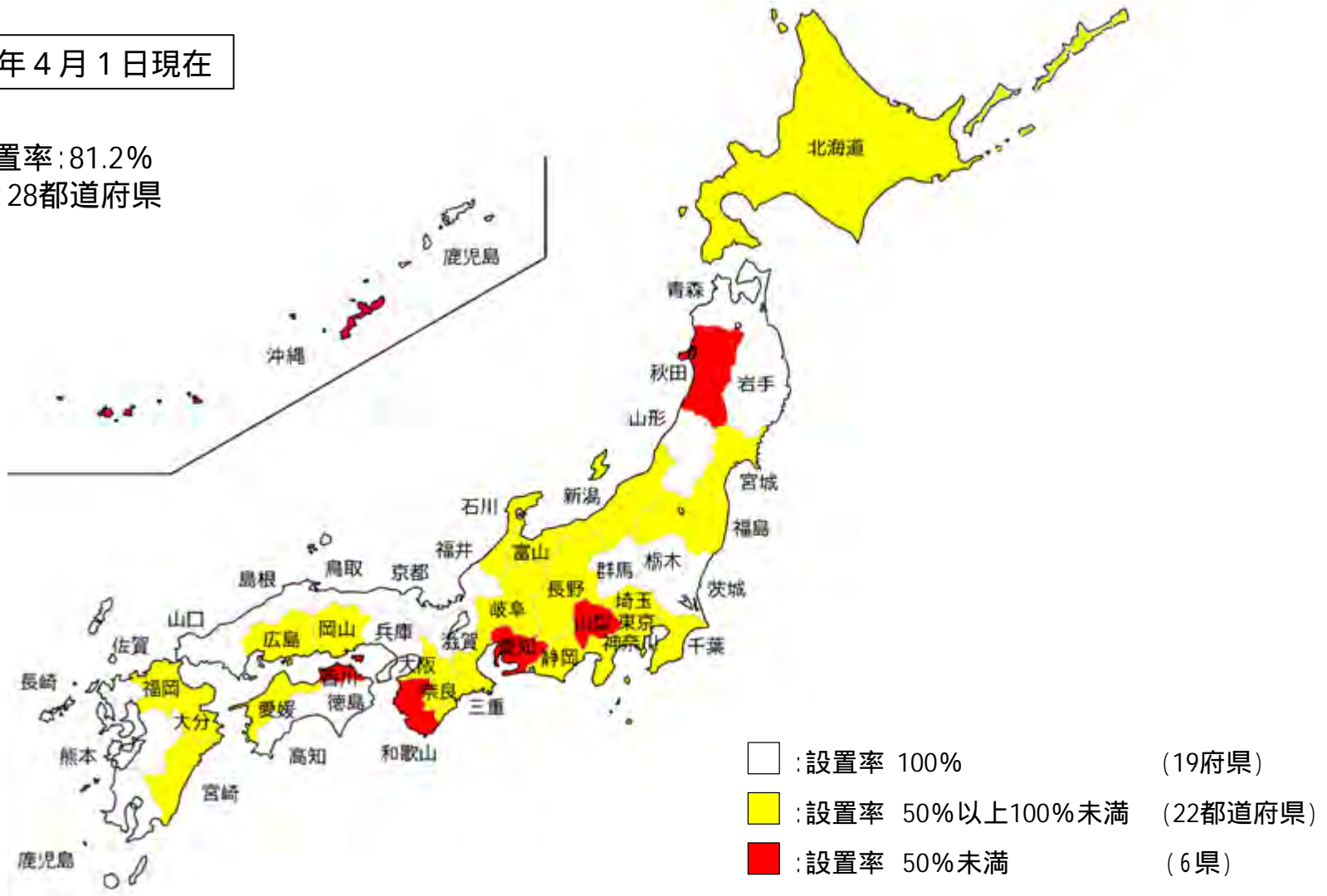
相談窓口未設置自治体: 0市町村
未設置率: 0.0% (1,721市区町村中)
未達成: 0県



< 政策目標2 - 1 > 消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町)

平成26年4月1日現在

平均設置率:81.2%
未達成:28都道府県



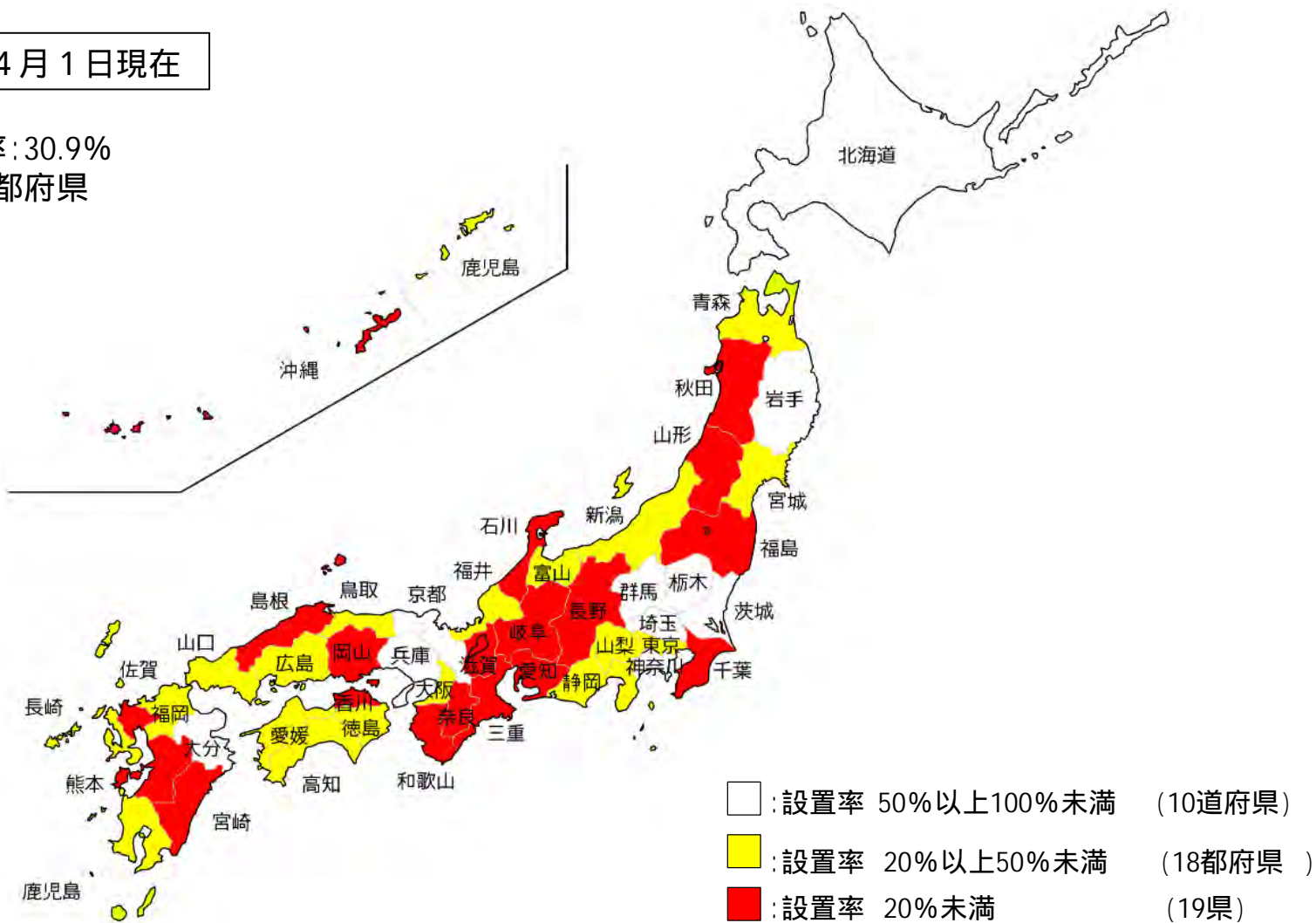
< 政策目標2 - 1 >

消費生活センター設立促進(人口5万人未満の市町村50%以上)

平成26年4月1日現在

平均設置率: 30.9%

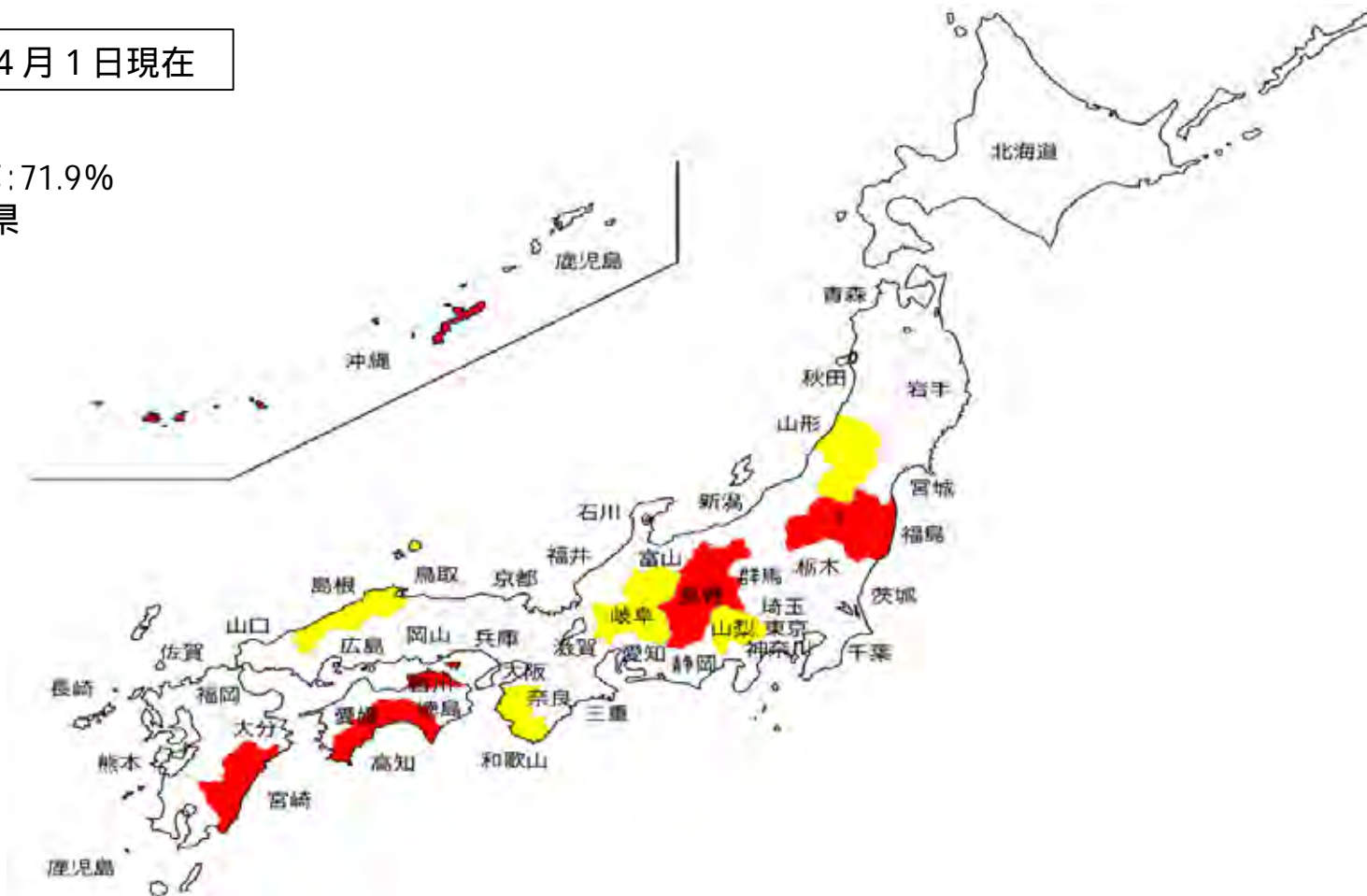
未達成: 37都府県



< 政策目標 2 - 2 > 管内自治体の50%以上に相談員を配置

平成26年4月1日現在

平均配置率:71.9%
未達成:11県



(参考)消費生活相談員数 (各年4月1日現在)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3,146人	3,321人	3,391人	3,371人	3,345人

□ : 配置率 50%以上 (36都道府県)

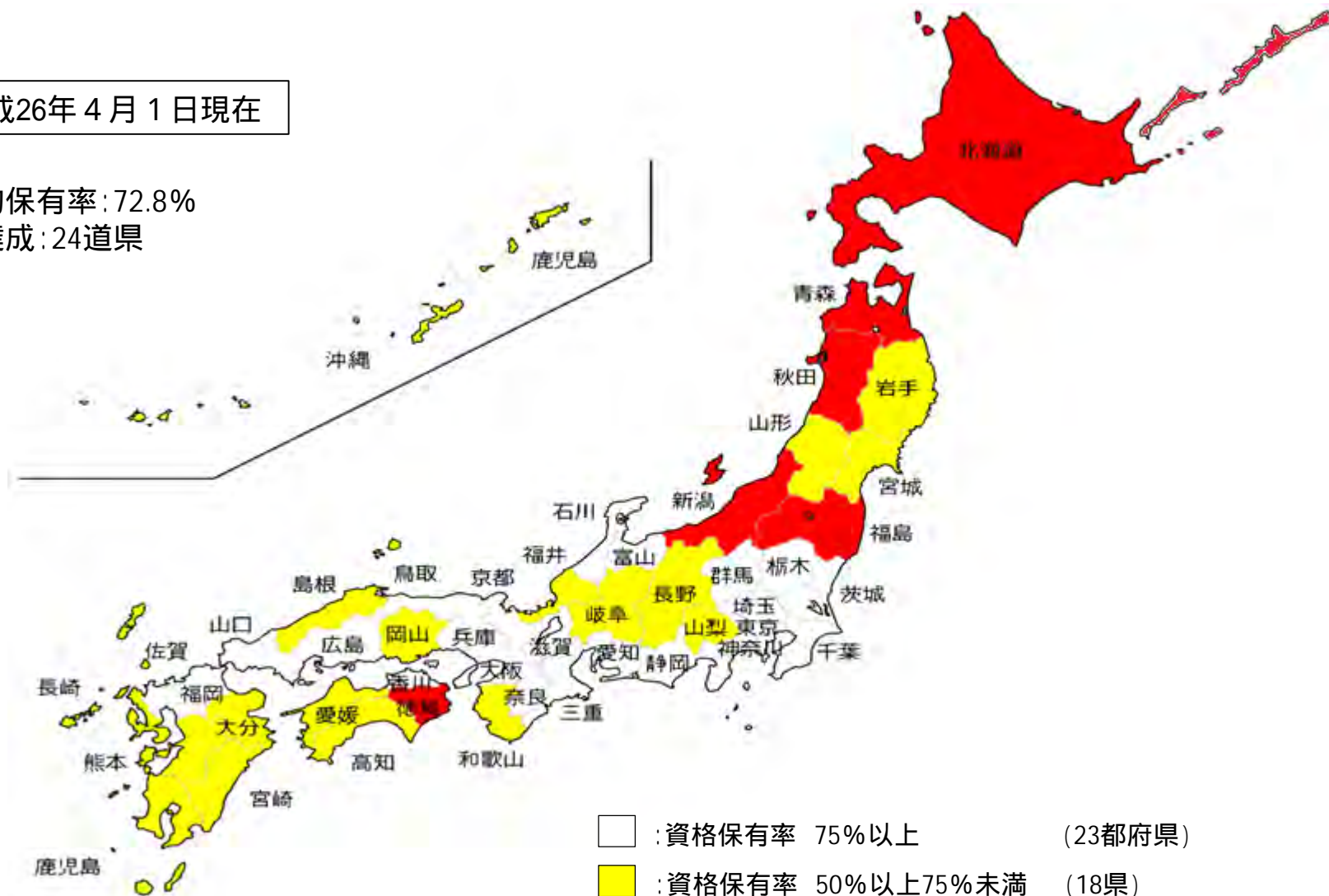
■ : 配置率 40%以上50%未満 (5県)

■ : 配置率 40%未満 (6県)

< 政策目標 2 - 3 > 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

平成26年 4月 1日現在

平均保有率: 72.8%
未達成: 24道県



(注) 以下の3資格を有する相談員の割合。

- ・消費生活専門相談員(独立行政法人 国民生活センター)
- ・消費生活アドバイザー(財団法人 日本産業協会)
- ・消費生活コンサルタント(財団法人 日本消費者協会)

出所: 消費者庁「平成26年度 地方消費者行政の現況調査」

< 政策目標 2 - 4 > 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

平成26年 4月 1日現在

平均参加率:86.8%
未達成:43都道府県

